

期日前投票所投票立会人を募集します！

貝塚市選挙管理委員会では、選挙をもっと身近なものに感じてもらうため、投票が公正かつ適正に行われるよう、期日前投票所で立ち会っていただく「期日前投票所投票立会人」を募集します。

◎業務内容

- ・ 期日前投票初日は、最初の投票者が投票をする際、投票箱が空であることの確認の立ち会い
- ・ 投票の開始に立ち会い
- ・ 投票者が投票所に入場してから、投票用紙を間違いなく投票箱に入れ、退場するまでの確認
- ・ 投票所閉鎖時に投票録の内容を確認し、署名・押印
- ・ 投票の終了に立ち会い

※投票管理者や選挙事務従事者がいますので、特に選挙制度等に関する専門知識は必要ありません。

※開始 10 分前までにはお越しください。

※投票立会人は 2 人で行っていただきます。昼食・夕食等の休憩は交替で取っていただきます。

◎応募資格

- ・ 選挙権を有するかた。経験は問いません。（高校 3 年生で選挙権を有するかたも応募できます。ただし、学校の規則等を確認のうえご応募してください。）
- ・ 貝塚市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でない者

◎従事期間

選挙期日の公示（告示）日の翌日から投票日の前日までのうちいずれかの日

※選挙によって期日前投票の期間が異なります。

参考：知事選・参議院選：16 日間 ／ 衆議院選：11 日間

府議選：8 日間 ／ 市長選・市議選：6 日間

◎従事場所及び時間

- ・ 貝塚市役所本館 1 階エントランスホール
- ・ 山手地区公民館 1 階ロビー
- ・ まちの駅かいくつか（南海貝塚駅構内）

例 1 日の場合 午前 8 時 30 分～午後 8 時

半日の場合 午前 8 時 30 分～午後 2 時 15 分／午後 2 時 15 分～午後 8 時

◎報酬 日額 11,500 円

例 1 日の場合 11,500 円（午前 8 時 30 分～午後 8 時）

半日の場合 5,750 円（午前 8 時 30 分～午後 2 時 15 分）

※報酬の額は市の条例の定めによります。

※上記金額から既定の所得税を源泉徴収します。

※交通費及び駐車場代等の支給はありません。昼食・夕食についてもご用意願います。

◎投票立会人の駐車場等の利用について

※車の場合

貝塚市役所……………選挙管理委員会事務局が指定した場所へ駐車してください。

山手地区公民館……………善兵衛ランドに駐車してください。

まちの駅かいつか……………駐車場はありません。お近くの有料駐車場を利用してください。

※自転車の場合

貝塚市役所・山手地区公民館……………駐輪場を利用してください。

まちの駅かいつか……………第1中学校斜め前（シルバー人材センター作業場の隣）の市営駐輪場を利用してください。

または、駅付近の有料駐輪場を利用してください。

◎選任までの流れ

1. 「貝塚市期日前投票所投票立会人応募申込書」を提出してください。
2. 選挙管理委員会事務局で審査後、「貝塚市期日前投票所投票立会人登録者名簿」に登録します。
3. 貝塚市選挙管理委員会から「貝塚市期日前投票所投票立会人登録可否通知書」を応募者に送付します。
4. 選挙の実施が決定
5. 従事の可否、希望日時等の確認の連絡をさせていただきます。
6. 選挙管理委員会事務局で配置等を調整のうえ投票立会人を選任させていただき、選任通知書をお渡しします。

※応募者が多数の場合等、全員に従事していただけない場合があります。

◎応募方法

「貝塚市期日前投票所投票立会人応募申込書」に必要事項を記入のうえ、持参、郵送、メール、FAXのいずれかの方法により提出してください。

申込書は、貝塚市のホームページで、「選挙について」を検索し、「貝塚市期日前投票所投票立会人応募申込書」からダウンロードしてください。または、連絡いただければ郵送いたします。

※辞退の申し出が無い限り、登録の有効期限は登録した日から3年が過ぎた後の12月31日までとなります。

◎応募先

〒597-8585

貝塚市畠中1丁目17番1号

貝塚市選挙管理委員会事務局（市役所本館5階）

電 話 072-433-7444

FAX 072-433-7446

Mail senkan@city.kaizuka.lg.jp

